

市長への手紙

～皆さんからお寄せいただいた声～

児童クラブ 利用料の 値上げ…

Q 本年度から急に児童クラブの料金が上がり、生活が苦しくなりました。大幅な値下げを希望します。

(甲南町：男)

A これまで同じ市でありながら地域によって料金が違うという実情があり、同じ市に住む人の中で格差が生じていることは不公平となっていました。そのため、健全経営の試算を行い、今年4月に市内で同一料金となるよう利用料の統一をしたところ、甲南地域の3つの児童クラブのうち2クラブの利用料は引き上げとなりました。市内には合併前から各地域に児童クラブがあり、多くの市民の方がご利用いただいておりますので、今後も利用者のニーズの確かな把握に努め、さらにご利用いただきやすいよう一層の充実に努めますので、ご理解をお願いします。

さて、児童クラブの料金同様、甲賀市誕生以降に市内で格差が生じていた料金を統一した例は他でもありません。その一つに水道料金があり、料金統一のため見直しを進めました。結果、甲南地域では合併前よりは引き下げになりましたが、逆に引き上げになった地域もあります。公平公正な視点から各種料金の市内統一を進めています。そのことから高くなる料金、また安くなる料金もありますが、ご理解をお願いします。

問い合わせ
秘書広報課 広報公聴係
☎ 65-0675
FAX 63-4619

生活環境課より
知っく!

お悩み相談室

生活環境課では日々の消費生活のトラブルや苦情の相談を行っています。気軽に相談してください。



解約が難しい

電話機の

リース契約

ある日、大手電話会社の関連会社などと言って、業者が家に訪問した。

「今後、電話回線のデジタル化で、現在使用中の電話機は使えなくなります。」

「一つの回線でいくつもの電話が使用できます。」

「今電話機を切り換えれば、電話代が安くなります。」などと勧められ、電話機のリース契約をした。

ところが、よく考えると長期の支払いが続き、支払い総額が高額であるといった相談があります。

電話のリース契約者は個人経営をされている方(事業者)が多く、リース契約は購入資金が不要でリース料は経費に計上されるという利点があります。

しかし契約期間が7年など長期にわたり、また支払い総額が高額になるため、収益が少ない小規模事業者にはメリットがない場合も多くあります。

また、リース契約が事業者と事業者の契約であるため、特定商取引法という個人と事業者の契約を対象とする法律が適用されず、中途解約が困難で、クーリング・オフが適用できない場合もあります。

その盲点につき、悪質電話リース業者は個人営業者の店、建築業者や美容院などを狙って勧誘し、解約を申し出ても、事業者間の契約であることを主張し解約を拒否します。

経済産業省の通達では、事業者名による契約であっても、一定の条件下では特定商取引法による救済が受けられる場合があります。不審な電話リース契約はあきらめず、ご相談ください。

問い合わせ
生活環境課 生活交通担当
月曜日～金曜日 9時～15時
☎ 65-0685
FAX 63-4582